



(6) 久万高原町

① 各種の相談窓口について

お子さんの病気や発達のこと、その他様々な不安や心配なことを相談できる窓口を紹介します。

相談内容	窓口	連絡先	受付時間
小児慢性特定疾病に関すること 子どもの病気や障がいに関する不安や悩み 病気のある子どものきょうだいに関する不安や悩み 同じような病気のある子どもがいる家庭と交流したいなど	認定NPO法人 ラ・ファミリエ 地域子どものくらし 保健室 〒790-0813 松山市萱町4丁目7-2 カネ宮ビル1階	電話/FAX : 089-916-6035 E-mail : lafamille@cc-sodan.jp	平日 第1・3土曜日 10:00~17:00
障がい者手帳に関すること 福祉サービスに関すること	保健福祉課 〒791-1201 愛媛県上浮穴郡 久万高原町久万212	電話 : 0892-21-1111 FAX : 0892-21-2862 (社会福祉班 障がい福祉係)	平日 8:30~17:15
保育所や幼稚園、一時預かりについて	保健福祉課 〒791-1201 愛媛県上浮穴郡 久万高原町久万212 教育委員会 (公立幼稚園) 〒791-1201 愛媛県上浮穴郡 久万高原町久万188	電話 : 0892-21-1111 FAX : 0892-21-2862 (子育て支援室 こども係) 電話 : 0892-21-0139 FAX : 0892-21-0179 (学校教育班)	平日 8:30~17:15
病気や障がいのある子どもの就学に関わる相談について	教育委員会 〒791-1201 愛媛県上浮穴郡 久万高原町久万188 保健福祉課 〒791-1201 愛媛県上浮穴郡 久万高原町久万212	電話 : 0892-21-0139 FAX : 0892-21-0179 (学校教育班) 電話 : 0892-21-1111 FAX : 0892-21-2862 (社会福祉班 障がい福祉係)	平日 8:30~17:15

相談内容	窓口	連絡先	受付時間
子育て、発達、虐待、不登校、いじめなど、子どもに関すること、子育てに関することについて	保健福祉課 〒791-1201 愛媛県上浮穴郡 久万高原町久万212 久万保健センター 〒791-1201 愛媛県上浮穴郡 久万高原町久万65-1 教育委員会 〒791-1201 愛媛県上浮穴郡 久万高原町久万188	電話：0892-21-1111 FAX：0892-21-2862 (子育て支援室 こども係) 電話：0892-21-2700 FAX：0892-21-0934 (久万保健センター) 電話：0892-21-0139 FAX：0892-21-0179 (学校教育班)	平日 8:30~17:15
子どもの医療費に関すること 手当てや助成について	保健福祉課 〒791-1201 愛媛県上浮穴郡 久万高原町久万212	電話：0892-21-1111 FAX：0892-21-2862 (子育て支援室 こども係)	平日 8:30~17:15
難病に関すること	中予保健所健康増進課 難病・母子保健係 〒790-8502 愛媛県松山市 北持田町132番地 愛媛県中予地方局2階	電話：089-909-8757 FAX：089-931-8455	平日 8:30~17:15
発達障がいに関すること	愛媛県 保健福祉部 発達障がい者支援センター あい♥ゆう 〒791-0212 東温市田窪2135 保健福祉課 〒791-1201 愛媛県上浮穴郡 久万高原町久万212 久万保健センター 〒791-1201 愛媛県上浮穴郡 久万高原町久万65-1	電話：089-955-5532 FAX：089-955-5547 電話：0892-21-1111 FAX：0892-21-2862 (社会福祉班 障がい福祉係) 電話：0892-21-2700 FAX：0892-21-0934 (久万保健センター)	平日 8:30~17:00



② 子育て支援について

子育てに役立つ各種事業やサービスを紹介します。

久万高原町子育てハンドブック2021

<http://www.kumakogen.jp/uploaded/attachment/9114.pdf>

○ 月齢別の保健サービス

名称	内容	対象	場所・問い合わせ先
新生児聴覚検査	出生後の入院中もしくは生後1か月までに、出産した医療機関で検査を行います。	出生後の入院中もしくは生後1か月まで	久万保健センター 〒791-1201 愛媛県上浮穴郡 久万高原町久万65-1 電話：0892-21-2700 FAX：0892-21-0934 (久万保健センター) ※事情により受診できない場合は、窓口にお問い合わせください。
赤ちゃん訪問	赤ちゃんの体重等を測り、成長や発達を確認し、不安や心配ごとの相談をお受けします。	生後4か月までのすべての家庭	
産後ケア事業	産後のお母さんが安心して子育てができるよう、産後ケアの利用が必要とされる方に助産院あるいは自宅で助産師によるお母さんと赤ちゃんのからだやこころのケアや授乳・育児などの支援を行います。	・産後に心身の不調、育児不安等のある方 ・家族等から家事・育児等の十分な支援が受けられない方 ・母子ともに医療行為を必要としない方	
定期予防接種	赤ちゃんが生まれたら予防接種法に基づく予防接種を受けましょう。		
任意予防接種費補助	お子さんの健康の保持及び疾病の重症化を予防することを目的に予防接種の費用を助成しています。	・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチン(1歳以上～小学校就学前まで) ・インフルエンザ(法定外)	
乳児一般健康診査	心身の異常の発見や離乳・育児生活指導等を受けられます。	1歳のお誕生日の前までに、2回無料で受けることができます。原則として、1回目は生後3～6か月時に、2回目は生後9～11か月時に受けてください。	

名称	内容	対象	場所・問い合わせ先
乳幼児健康診査・相談	問診・身体計測・診察・相談等を行い、お子さんの成長や発達を確認します。子育てや食事等に関する相談にも応じます。	3～4か月児、 9～10か月児、 1歳6か月児、 3歳児、5歳児	久万保健センター 〒791-1201 愛媛県上浮穴郡 久万高原町久万65-1 電話：0892-21-2700 FAX：0892-21-0934 (久万保健センター)

○ 地域子育て支援センター

……乳幼児やその保護者が相互の交流を行う場所を提供するとともに、子育てについての相談や情報の提供、助言その他の援助を行います。

	支援センター名	内容	対象	場所・問い合わせ先
①	地域子育て支援センター (Happy House)	社会福祉法人育和会	0892-21-3192	久万高原町 久万1444-5  ホームページ： http://www.ikuwa.or.jp/happyhouse/
②	つどいの広場	子育て支援団体 マザーグースの会	0892-56-0182	久万高原町 上黒岩2913  ホームページ： http://www.kuma-mothergoosenkai.jp

詳しい内容は下記の通りです。

① 地域子育て支援センター (Happy House)

時間	対象者	休園日	利用料	申し込み窓口
月・火・金曜日 (10:00～15:00) 水曜日 (10:00～13:00) 木曜日 (10:00～17:00) 土曜日 (月1回)	赤ちゃんから 大人までどなたでもOK	日曜・祝日 年末年始・その他	無料 ※クラブによっては利用料が必要な場合があります。	Happy House ※申込が必要な場合があります。 スタッフにお尋ねください。

② つどいの広場

時間	対象者	休園日	利用料	申し込み窓口
月・水・金曜日 (9:00～15:00)	赤ちゃんから 大人までどな たでもOK	火・木・土日・ 祝日・お盆・ 年末年始	無料 ※活動によっ ては利用料が必 要なものありま す。	つどいの広場

○ 久万高原Happyサポート（家庭教育支援事業）

「学校・家庭・地域連携推進事業」の「家庭教育支援事業」を活用し、地域子育て支援センター（Happy House）等で実施しています。子育て世代の保護者等への学習機会や情報の提供、相談事業などを行っています。様々なプログラムを用意し、孤立しがちな育児中の家庭と地域・学校をつなぐ窓口としても活用されています。

対象者	利用料	内容
子育てに関わる全ての人	無料 (イベントにより 有料の場合も あります)	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て情報誌「キラリ」発行 ●学習会「Happyカフェ」開催・子育て講座・グループワーク・しゃべり場・カルチャーレッスン ●子育て相談実施・ハッピーハウス、NIKONIKO館での相談・町内小学校・幼稚園を訪問、出張相談・療育相談、療育教室（発達障がい・気になる子どもの対応） ●保健センターとの連携・乳幼児健診、訪問、離乳食教室および食育教室参加 ●子育てサロンでの交流・ふれあい広場、つどいの広場での相談、仲間づくりの応援

問い合わせ先…

久万高原町教育委員会生涯学習班

〒791-1201 愛媛県上浮郡久万高原町久万188番地
(電話：0892-21-0139)

社会福祉法人育和会 地域子育て支援センター(Happy House)

〒791-1201 愛媛県久万高原町久万1444-5
(電話：0892-21-3192)



③ 手当や年金について

お子さんや保護者を対象の各種手当や年金について紹介します。

	手当	内容	対象	窓口
手当	児童手当	<p>15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童(中学校終了前の児童)を養育している方に支給される手当です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満 15,000円/月(一律) ・3歳～小学生 10,000円/月 (第3子以降は15,000円) ・中学生 10,000円/月(一律) <p>※所得制限限度額以上の場合 5,000円(一律)</p>	<p>久万高原町に住民登録があり、中学校終了前の児童を養育している父母等のうち、児童の生計を維持する程度の高い方 ※公務員の方は、職場に申請します。</p>	<p>保健福祉課 子育て支援室</p> <p>〒791-1201 愛媛県上浮穴郡 久万高原町久万212</p> <p>電話： 0892-21-1111 FAX： 0892-21-2860</p>
	児童扶養手当	<p>18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童(中度以上の障がいがあるときは20歳に達した日の前日が属する月末までの児童)を養育しているひとり親家庭等に支給される手当です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども1人の場合 43,160円～ 10,180円/月 ・2人目 10,190円～ 5,100円/月 加算 ・3人目以降 1人につき 6,110円～ 3,060円/月 加算 	<p>○支給対象児童</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父母が離婚した児童 ・父(または母)が死亡した児童 ・父(または母)が重度の障害にある児童 ・父(または母)の生死が明らかでない児童 ・父(または母)が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 <p>など</p> <p>※所得制限あり</p>	



	手当	内容	対象	窓口
手当	特別児童扶養手当	精神または身体に中度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育している父または母、もしくはは父母に代わってその児童を養育している方に支給される手当です。 ・重度(1級障害) 52,500円/月 ・中度(2級障害) 34,970円/月	①児童が施設に入所していないこと ②障がいを理由とした公的年金を受けていないこと ③受給者、配偶者、扶養義務者の所得が一定の額以下であること	保健福祉課 社会福祉班 障がい福祉係 〒791-1201 愛媛県上浮穴郡 久万高原町久万212 電話： 0892-21-1111 FAX： 0892-21-2860
	障害児福祉手当	精神または身体に重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満の方に支給される手当です。 14,880円/月 ※ 令和2年4月改定	20歳未満で、常時介護が必要であり、身体障がい(1級と2級の一部)や知的障がい(IQ20以下程度)のある児童で、以下の条件である方 ①受給者・配偶者・扶養義務者の所得が一定の額以下であること ②施設に入所していないこと ③障害年金などの障がいを支給条件とする公的給付を受けていないこと	
	特別障害者手当	障がい重複するなど精神または身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給される手当です。 27,350円/月 ※ 令和2年4月改定	20歳以上で、日常生活で常時特別の介護が必要であり、障害年金の1級程度の障がい重複しているなど、著しく重度障がいの状態にある方で、以下の条件である方 ①受給者・配偶者・扶養義務者の所得が一定の額以下であること ②施設に入所していないこと ③3か月以上連続して入院していないこと	

	手当	内容	対象	窓口
年金	障害基礎年金	<p>病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。</p> <p>令和3年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1級 976,125円/年 +子の加算 ・2級 780,900円/年 +子の加算 	<p>●20歳前の障がい 20歳前に病気やけが、障がい者となった場合、20歳以降に受けることができます。</p> <p>●20歳以降の障がいの場合 20歳～59歳の間に国民年金に加入中、または60歳～64歳の間に、病気やけがで障がい者になった場合受けることができます。 (一定の保険料納付が必要)</p>	<p>住民課 国保年金班</p> <p>〒791-1201 愛媛県上浮穴郡 久万高原町久万212</p> <p>電話： 0892-21-1111 FAX： 0892-21-2860</p>
制度	心身障害者扶養共済制度	<p>心身障がい児(者)の保護者が毎月一定の掛け金を納めることによって、保護者が亡くなったり、重度障害の状態になった後に、障がいのある方に終身一定額の年金が支給される任意加入制度です。</p>	<p>障がいのある方を現に扶養している保護者であって、次の要件を満たしている方</p> <p>①久万高原町に住所があること ②加入時年度の4月1日時点で、年齢が65歳未満であること ③特別な疾病または障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること ④障がいのある方1人に対して、2口まで加入できます。</p>	<p>保健福祉課 社会福祉班 障がい福祉係</p> <p>〒791-1201 愛媛県上浮穴郡 久万高原町久万212</p> <p>電話： 0892-21-1111 FAX： 0892-21-2860</p>



④ 医療費等の助成や給付について

お子さんを対象とした医療費の助成や給付について紹介します。

●医療費助成

助成・給付	内容	対象	窓口
乳幼児(子ども)医療費助成	入院・通院にかかる医療費(保険診療の自己負担分)を助成します。	久万高原町に住民登録があり、いずれかの健康保険に加入している、0歳～中学3年生まで(15歳到達年度の3月31日まで)の子ども	保健福祉課 子育て支援室 〒791-1201 愛媛県上浮穴郡 久万高原町久万212
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の母・父及び児童の入院・通院分に係る医療費(保険診療の自己負担分)を助成します。	①ひとり親家庭の母または父及び児童(未婚で20歳に達する誕生月の末日まで) ②父母のいない児童 ③母または父が重度心身障がい者の家庭の障がい者でない母または父及び児童 ※所得制限等の要件あり	電話： 0892-21-1111 FAX： 0892-21-2860
未熟児養育医療	身体の発育が未熟なままで生まれ、指定養育医療機関の医師が入院養育を必要と認めた場合に、必要な医療を給付します。	出生体重が2,000g以下、もしくは医師が入院養育を必要と認めた場合(1歳未満) ※生計を同一にする世帯全員に課税された市町村民税の合計額により、世帯の月額額の自己負担額が決定されます。	
小児慢性特定疾病医療費助成	国の指定する小児の慢性疾病にかかり、疾病ごとに定められた基準を満たしている方を対象に、指定医療機関での治療に係る医療費の一部を助成します。	18歳未満の児童(ただし、18歳到達時点において本事業の対象となっており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満の方も対象となります。)	中予保健所 健康増進課 〒790-8502 愛媛県松山市 北持田町132番地 難病・母子保健係 電話： 089-909-8757 FAX： 089-931-8455 E-mail： chu-kenkozosin @pref.ehime.lg.jp

助成・給付	内容	対象	窓口
難病の医療費助成	国の指定する「指定難病」と診断され、疾病ごとに定められた基準を満たしている方を対象に、難病法に基づき指定された「指定医療機関」での治療等に係る医療費の一部を助成します。	指定難病と診断されている方で、以下の①～③に該当する方 ①症状の程度が指定難病の疾病ごとに決められた認定基準（重症度分類基準）を満たす方、または上記の認定基準を満たさないものの、指定難病に係る医療費の総額（10割の額）が33,330円を超える月が年間3回以上ある方 ②久万高原町内に住所を有している方 ③公的医療保険（国民健康保険や健康保険など）に加入している方、または生活保護受給者	中予保健所健康増進課 〒790-8502 愛媛県松山市北持田町132番地 難病・母子保健係 電話： 089-909-8757 FAX： 089-931-8455 E-mail： chu-kenkozosin@pref.ehime.lg.jp
重度心身障害者医療費助成	重度心身障がい者の入院・通院分にかかる医療費（保険診療の自己負担分）を助成します。	身体障害者手帳1級・2級、身体障害者手帳3級（3級は心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸の機能障がいに限る）、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかに該当する方 ※所得制限等の要件あり	保健福祉課 社会福祉班 障がい福祉係 〒791-1201 愛媛県上浮穴郡久万高原町久万212 電話： 0892-21-1111 FAX： 0892-21-2860
育成医療（自立支援医療）	身体に障がいのある児童、もしくは将来機能障がいをおそれのある児童で手術等により障がいの治癒、軽減を図ることができる場合、その治療にかかった医療費の一部を公費で負担します。 ※所得制限等の要件あり	①18歳未満の身体に障がいのある児童、もしくは将来障がいを残すと認められる児童で、手術等により確実な治療効果が期待できること ②指定自立支援育成医療機関で治療を行うこと ③久万高原町に住民登録があること	
精神通院医療（自立支援事業）	精神障がいのある方が継続的に精神通院を受ける場合、県の指定医療機関、薬局、デイケアなどで、原則として1割負担に軽減されます。	精神障がい及び当該精神障がいに起因して生じた病態にたいして、病院又は診療所に入院しないで行われる医療。医療機関、薬局、精神科デイケア、訪問看護などが対象となりますが、原則としてそれぞれ1カ所までの登録となります。	

助成・給付	内容	対象	窓口
更生医療 (自立支援医療)	指定自立支援医療機関で受ける、18歳以上の身体障がいのある方の医療費が1割負担になります。ただし、低所得者や高額治療継続者等には負担額に上限が設定されます。	身体障害者手帳を持っている18歳以上の方で、愛媛県身体障害者更生相談所で給付が必要と認められた方	保健福祉課 社会福祉班 障がい福祉係 〒791-1201 愛媛県上浮穴郡 久万高原町久万212 電話： 0892-21-1111 FAX： 0892-21-2860

●用具の給付

給付	内容	対象	窓口
小児慢性特定 疾病児童等 日常生活用具 給付事業	小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付します。	①小児慢性特定疾病医療費受給者証をお持ちの方 ②障害者総合支援法などの他の施策対象外の方 ③在宅で日常生活を営むのに支障があり、日常生活用具の給付を必要とする方 ④久万高原町に住所がある方	保健福祉課 社会福祉班 障がい福祉係 〒791-1201 愛媛県上浮穴郡 久万高原町久万212 電話： 0892-21-1111 FAX： 0892-21-2860
補装具の交付・ 修理	身体障がい者（児）及び難病患者等の日常生活や社会生活の向上を図るため、身体機能を補うための用具（補装具）の交付及び修理に要する費用の支給を行います。	○視覚障がい …視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡 ○聴覚障がい …補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る） ○肢体不自由 …義肢、装具、座位保持装置、座位保持椅子、起立保持具、車椅子、電動車椅子、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ、重度障がい者用意志伝達装置 ○内部障がい …車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ	

給付	内容	対象	窓口
<p>日常生活用具 給付</p>	<p>心身障がい者等が在宅での日常生活をより円滑に行うための用具を給付します。</p>	<p>○視覚障がい …視覚障害者用ポータブルレコーダー（又はテープレコーダー）、視覚障害者用時計、点字タイプライター、電磁調理器、音声式体温計、点字図書、音声式体重計、視覚障害者用拡大読書器、歩行時間延長信号機用小型送信機、点字ディスプレイ、視覚障がい者用活字文書読上げ装置、点字器、情報・通信支援用具、地デジ対応ラジオ、音声式血圧計</p> <p>○聴覚障がい …聴覚障害者用屋内信号装置、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工内耳用電池、人工内耳用音声信号処理装置（スピーチプロセッサ）</p> <p>○肢体不自由 …便器、特殊便器、特殊マット、特殊寝台、訓練いす、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、T字つえ、携帯用会話補助装置、入浴補助用具、移動用リフト、移動・移乗支援用具、居宅生活動作補助用具（住宅改修）、情報・通信支援用具</p> <p>○内部疾患・その他 …透析液加温器、酸素ボンベ運搬車、ネブライザー、電気式たん吸引器、火災警報器、自動消火器、頭部保護帽、人工喉頭、ストーマ用装具、紙おむつ（乳幼児期以前に発現した脳原性運動機能障がい）、収尿器、パルスオキシメーター</p> <p>※ 原則1割負担 また所得に応じて月額負担上限額あり</p>	<p>保健福祉課 社会福祉班 障がい福祉係</p> <p>〒791-1201 愛媛県上浮穴郡 久万高原町久万212</p> <p>電話： 0892-21-1111 FAX： 0892-21-2860</p>

⑤-(a) 訪問看護について

訪問看護は、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士などの医療従事者が、自宅を訪問して療養上の世話や診療の補助を行うサービスです。医師が必要と認めた要介護者に対して、医師の指示のもとに生活支援と医療処置を行います。

*愛媛県内の訪問看護ステーションについては、P181参照



⑤-(b) 障がい者手帳の制度について

障がい者手帳とは、心身に何らかの障がいがあることにより自立が困難な方や日常生活に支援を必要とする方に対し、自治体から交付される手帳です。障がいの内容により、「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の3種類があります。それぞれの障がいの程度に応じた等級があり、その等級に応じて受けられる支援やサービスの内容は異なります。

	手帳	内容	対象	窓口
①	身体障害者手帳	身体に一定以上の障がいのある人が、障がいの程度に応じてさまざまな福祉サービスを利用するために必要な手帳です。等級は、障がいの程度により1級から6級までの区分があります。	視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫、肝臓機能に障がいのある方	保健福祉課 社会福祉班 障がい福祉係 〒791-1201 愛媛県上浮穴郡 久万高原町久万212 電話： 0892-21-1111 FAX： 0892-21-2860
②	療育手帳	さまざまな原因によって、ものの名前を覚える、計算する、筋道を立てて考える、想像する等の知的能力が年齢とともに発達せず社会生活上の適応行動に障がいをとまなう、いわゆる知的障がい者（児）がさまざまな福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障がい程度には、A、Bがあります。	さまざまな原因によって、ものの名前を覚える、計算する、筋道を立てて考える、想像する等の知的能力が年齢とともに発達せず社会生活上の適応行動に障がいをとまなう方	

	手帳	内容	対象	窓口
③	精神障害者 保健福祉手帳	精神障がい者の社会復帰・社会参加の促進を図ることを目的に、各種サービスが受けられる手帳です。1～3級までの等級があります。	精神疾患を有する方で、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会参加への制約がある方	保健福祉課 社会福祉班 障がい福祉係 〒791-1201 愛媛県上浮穴郡 久万高原町久万212 電話： 0892-21-1111 FAX： 0892-21-2860

⑤-(c) 障害福祉サービスについて

○障害児相談支援

……障がい児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

* 愛媛県内の障害児相談支援事業所については、P181参照

○障害児通所支援

……障がいのあるお子さんに対して、日常生活における基本的な動作の指導や、生活能力の向上のために必要な訓練、集団生活への適応訓練や治療、社会との交流の促進を、施設等に通所することで行う支援です。

●通所サービスには、以下のサービスがあります。

	サービス	内容	対象	窓口
①	児童発達支援	障がいのある子どもが、児童発達支援センターや事業所で、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。	小学校就学前の障がいのある子ども(身体障がい児、知的障がい、発達障がい児を含む精神障がい児)	保健福祉課 (障がい者相談支援センター) 〒791-1201 愛媛県上浮穴郡 久万高原町久万212
	医療型児童発達支援	障がいのある子どもが、通所して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等と併せて、治療も行います。		電話： 0892-21-1111 FAX： 0892-21-2862

サービス	内容	対象	窓口
② 居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。	小学校就学前の障がいのある子ども (重症心身障害児)	保健福祉課 (障がい者相談支援センター) 〒791-1201 愛媛県上浮穴郡 久万高原町久万212 電話： 0892-21-1111 FAX： 0892-21-2862
③ 保育所等訪問支援	保育所や幼稚園、認定こども園、学校、放課後児童クラブなど集団生活を営む施設を訪問し、障がいのない子どもとの集団生活への適応のために専門的な支援です。		
④ 放課後等デイサービス	学校に就学している障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練や社会との交流の促進、その他必要な支援を行うサービスです。	学校教育法に規定する学校（小・中・高校）に就学している障害のある児童 ※高校を卒業しても放課後等デイサービスでの福祉を受ける必要があると判断された場合は20歳まで引き続き放課後等デイサービスに通うことができます。	

* 愛媛県内の障害児通所支援施設については、P181参照



○障害児入所支援

……障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び自立自活に必要な知識技能の付与を行うことを目的とした施設です。

●障害児入所支援には、「福祉型」と、治療も行う「医療型」があります。

	サービス	内容	対象	窓口
①	福祉型 障害児入所施設	障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び自立自活に必要な知識技能の付与を行うことを目的とした施設です。 ・食事、排せつ、入浴等の介護 ・日常生活上の相談支援、助言 ・身体能力の訓練や日常生活能力の維持・向上のための訓練 ・レクリエーション活動等の社会参加活動支援 ・コミュニケーション支援	18歳未満の児童で児童相談所が施設において援護することが適当と判断した ①身体障がい児、知的障がい児または精神障がい児（発達障がい児を含む） ②相談所（児童相談所、医師等）により療育の必要性が認められた児童	保健福祉課 社会福祉班 障がい福祉係 〒791-1201 愛媛県上浮穴郡 久万高原町久万212 電話:0892-21-1111 FAX:0892-21-2860 または 愛媛県保健福祉部 福祉総合支援センター 〒790-0811 愛媛県松山市本町7-2 愛媛県総合保健福祉センター内 電話:089-922-5040 FAX:089-923-9234
②	医療型 障害児入所施設	障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導等を行うとともに、治療を行うサービスです。 ・疾病の治療 ・看護 ・医学的管理の下における食事、排せつ、入浴等の介護 ・日常生活上の相談支援や助言 ・身体能力の訓練に加えて、日常生活能力の維持・向上のための訓練 ・レクリエーション活動等の社会参加活動支援 ・コミュニケーション支援	18歳未満の児童で児童相談所が施設において援護することが適当と判断した ①身体障がい児、知的障がい児または精神障がい児（発達障がい児を含む）、知的障がい児（自閉症児）、肢体不自由児、重症心身障がい児 ②相談所（児童相談所、医師等）により療育の必要性が認められた児童	

* 愛媛県内の障害児入所支援施設については、P181参照

● 居宅サービス等、その他の障害福祉サービス

* 18歳未満も利用可能なサービス

	サービス	内容	対象	窓口
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事及び生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる支援を行います。	障害支援区分1以上の方 ※障がい児も利用できる場合があります。	保健福祉課 社会福祉班 障がい福祉係 〒791-1201 愛媛県上浮穴郡 久万高原町 久万212 電話： 0892-21-1111 FAX： 0892-21-2860
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に対し、移動の援護等の外出支援を行います。	障害支援区分3以上で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の点数が、合計10点以上の方 ※障がい児も利用できる場合があります。	
	行動援護	知的障がい又は精神障がいにより自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援等を行います。	・身体介護有り (障害支援区分2以上) ・身体介護無し (障害支援区分は不要) ※障がい児も利用できる場合があります。	



	サービス	内容	対象	窓口
介護給付	重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとて も高い人に、居宅介護 等複数のサービスを包 括的にを行います。	障害支援区分6であ って、次のいずれかに 該当する方 ①四肢全てに麻痺等 があり、寝たきり状 態の筋ジストロフィー 患者等 ②障害支援区分の認 定調査項目のうち行 動関連項目の点数が 、合計10点以上であ る方 ※障がい児も、区分 6に相当する心身の 状態の方は利用できる 場合があります。	保健福祉課 社会福祉班 障がい福祉係 〒791-1201 愛媛県上浮穴郡 久万高原町 久万212 電話： 0892-21-1111 FAX： 0892-21-2860
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人 が病気の場合等に、 短期間、夜間も含め 施設等で、入浴・排 せつ・食事の介護等 を行います。	障害支援区分1以 上の方 ※障がい児も利用 できる場合があります。	
地域生活 支援事業	移動支援事業	移動に困難を有す る全身性障がい者・ 知的障がい者・精神 障がい者に、円滑に 外出できるよう、移 動の支援を行います。	①身体障害者の手 帳1・2級の視覚障 がいや肢体不自由の 障がいのある方等 ②知的障がいのある 方 ③精神障がいのある 方 ④障害者総合支援 法の対象となる難病 の患者で①に準ず る方	
	日中一時 支援事業	障がい者等の日中 における活動の場を 確保し、障がい者等 の家族の就労支援及 び障がい者等を日常 的に介護している家 族の一時的な介護負 担軽減を目的とした 事業	①知的障害厚生相 談所において知的障 がいを有すると判定 された者 ②身体障害者手帳 の交付を受けた18 歳未満の者 ③医師により発達 障がいと診断された 18歳未満の者等	

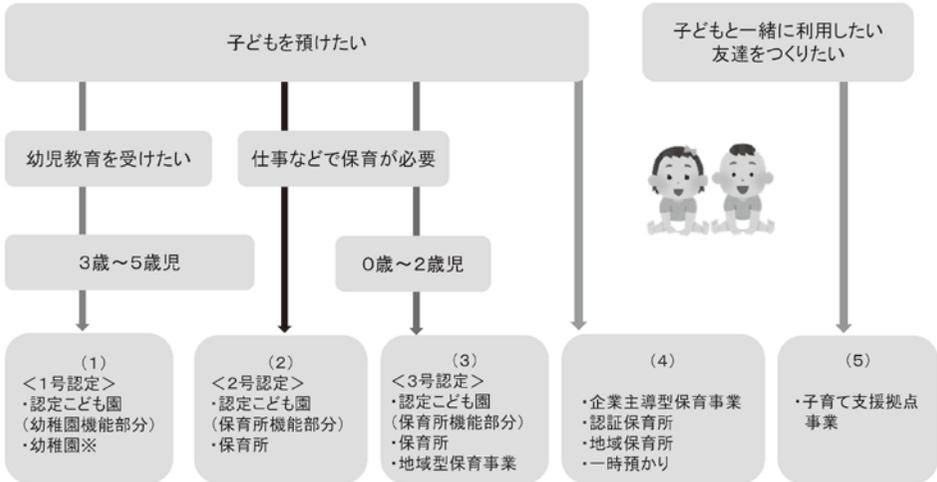
	サービス	内容	対象	窓口
地域生活支援事業	訪問入浴	看護師と介護職員が要介護者の自宅を訪問し浴槽を提供して行う入浴の介護のことで、自宅での入浴や通所介護サービスの利用が困難な人など、主に要介護度の高い人に提供されます。	在宅や通所での入浴が困難な障がい者（児）	保健福祉課 社会福祉班 障がい福祉係 〒791-1201 愛媛県上浮穴郡 久万高原町 久万212 電話： 0892-21-1111 FAX： 0892-21-2860
生活福祉資金貸付事業	生活支援費 住宅入居費 一時生活再建費	生活再建までに必要な費用 住宅の賃貸契約を結ぶための費用など	離職世帯、低所得世帯	久万高原町 社会福祉協議会 〒791-1501 上浮穴郡久万 高原町上黒岩 2920番地1 電話： 0892-56-0750 FAX： 0892-56-0166 E-mail： hp@kuma kougen- syakyo.or.jp



	サービス	内容	対象	窓口
生活福祉資金貸付事業	福祉費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生業を営むために必要な経費 ・ 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・ 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ・ 福祉用具等の購入に必要な経費 ・ 障がい者用の自動車の購入に必要な経費 ・ 負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ・ 介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・ 災害を受けたことにより臨時に必要な経費 ・ 冠婚葬祭に必要な経費 ・ 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ・ 就職、技能習得等の支度に必要な経費 ・ その他日常生活上一時的に必要な経費 	低所得世帯、障がい者世帯、65歳以上の高齢者の属する世帯等	久万高原町 社会福祉協議会 〒791-1501 上浮穴郡久万 高原町上黒岩 2920番地1 電話： 0892-56-0750 FAX： 0892-56-0166 E-mail： hp@kuma kougen- syakyo.or.jp
	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用		
	教育支援費 就学支度費	○教育支援費 高等学校、大学又は高等専門学校に就学するための経費 ○就学支度費 高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費		教育委員会 学校教育班 電話： 0892-21-0139

⑥ 入園について

○保育所等の利用について



※松山市HPより引用

※幼稚園のうち、私立幼稚園には、新制度に移行している幼稚園と新制度に移行していない幼稚園があります。新制度に移行していない幼稚園への入園を希望する場合は、1号認定を受ける必要はありません。

子ども・子育て新制度(平成27年度開始)に移行した幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する場合は、支給認定を受ける必要があります。支給認定区分には、利用を希望する施設や子どもの年齢によって、3つの区分があります。

保育所や認定こども園などを利用する場合は、教育・保育給付認定を受ける必要があります。町内の施設は、公立幼稚園と私立認定こども園があります。町外の施設を利用する場合も、申請が必要です。

支給認定区分		年齢	対象となる子ども	利用できる施設	担当課
1号認定	教育標準時間	3歳以上	教育を必要とする子ども	幼稚園 認定こども園 (幼稚園機能部分)	保健福祉課 〒791-1201 愛媛県上浮穴郡 久万高原町久万212 電話： 0892-21-1111 FAX： 0892-21-2860 (子育て支援室)
2号認定	保育標準時間	3歳以上	保育を必要とする子ども	保育所 認定こども園 (保育所機能部分)	
	保育短時間				
3号認定	保育標準時間	3歳未満	保育を必要とする子ども	保育所 認定こども園 (保育所機能部分)	
	保育短時間				

○一時預かりについて

家庭で保育を受けることが困難となった乳児又は幼児について、主に昼間、保育所や幼稚園等で一時的に子どもを保育します。

公立

施設名	住所	電話番号
明伸幼稚園	東明神甲698番地1	0892-21-0869
久万幼稚園	上野尻甲751番地1	0892-21-0383
畑野川幼稚園	上畑野川甲521番地1	0892-41-0503
直瀬幼稚園	直瀬甲3974番地3	0892-31-0350
父二峰幼稚園	露峰甲364番地	0892-21-1632
おもご幼稚園	苜草2314番地	0892-58-2898
仕七川幼稚園	東川207番地 1	0892-57-0803
美川幼稚園	大川4333番地	0892-56-0017
柳谷幼稚園	柳井川3542番地	0892-54-2150

公立幼稚園で行っている預かり保育は、午後2時～5時までの3時間です。特別な事業がある場合は、午後6時まで延長できます。詳しくは各園にお問い合わせください。

※長期休業中については拠点園にて実施

私立

種類	預け先	条件	問い合わせ先
久万こども園	久万高原町久万1447	久万高原町に在住で、 保育園や幼稚園に在籍し ていない満1歳（歩行と 幼児食が可能であること） ～就学前までの子ども	久万こども園 電話：0892-21-0777



・一時預かりの種類

種類	預け先	条件	問い合わせ先
一般型	保育所	・久万高原町に住民票があること (例外あり)	保健福祉課 〒791-1201 愛媛県上浮穴郡 久万高原町久万212 電話：0892-21-1111 FAX：0892-21-2860 (子育て支援室)
余裕活用型	認定こども園 または 地域型保育事業	・利用する子どもが就学前であること ・保育園及び幼稚園等に在園していないこと ・保育園及び幼稚園等に在園していないこと	
幼稚園型	幼稚園	子どもが利用希望する幼稚園に在園していること	



○病児・病後児保育について

……保護者の就労等の理由により、病気中のお子さま（小学6年生まで）を家庭で保育できない場合に、専用施設において、一時的（連続して7日間を限度）に預りをする保育です。（松山圏域連携中枢都市圏で連携協約）

・病児・病後児保育の実施設

施設名	所在地・電話番号	利用時間	問い合わせ先
石丸小児科	松山市三番町六丁目 5番地1 電話：089-921-2918	平日 8:30～17:30 土曜日 8:30～15:00	各施設へ直接連絡 制度については、 保健福祉課 〒791-1201 愛媛県上浮穴郡 久万高原町久万212 電話：0892-21-1111 FAX：0892-21-2860 (子育て支援室)
芳村小児科医院	松山市保免西一丁目 2番1号 電話：089-971-0800	平日：8:30～18:30 土曜日：8:30～13:30	
天山病院	松山市天山二丁目 3番30号 電話：089-946-1515	平日：8:30～19:00 土曜日：8:30～12:30 ※R3.9.1から当面の間 18:30まで	
愛媛生協病院	松山市来住町 1091番地1 電話：089-961-1307	平日：8:00～18:00 土曜日：8:00～13:30	

⑦ 就学について

○特別な教育的支援を必要とする子どもの教育相談について

……特別な教育的支援を必要とする未就学児とその保護者等を対象に、支援の在り方や望ましい就学の間について、教育相談を行っています。

申し込み方法：在籍している園等を通じて申込み

問い合わせ先：久万高原町 教育委員会事務局

電話：0892-21-0139（代表・学校教育班・生涯学習班）

○就学時健康診断

……10月1日現在の住民基本台帳をもと、4月1日までに6歳になる児童の保護者に、10月頃健康診断の案内をします。指定日に指定の学校で健康診断を受けてください。また、入学する年の1月中旬頃「入学通知書」を送ります。もし、「入学通知書」が届かない場合はご連絡ください。

問い合わせ先：久万高原町 教育委員会事務局

〒791-1210 愛媛県上浮穴久万高原町久万212

電話：0892-21-0139（代表・学校教育班・生涯学習班）

◇就学先

就学分類	概要	対象
通常の学級	通常の学級です。	
通常の学級＋通級指導	小・中学校において、各教科等の指導は通常の学級で行いながら、一部、障がいに応じた特別の指導を特別な場で受けます。障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服するための個別指導を行います。	言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD) など
特別支援学級	障がいのある児童生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級です。小・中学校の学習指導要領に沿った教育を行っていますが、障がいの状態等に応じて、特別支援学校学習指導要領を参考にし、実情に合った教育課程が編成できるようになっています。	知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がい、言語障がい
特別支援学校	障がいのある幼児児童生徒を対象として、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けること目的とする学校です。子どもの実態に応じた弾力的な教育課程が編成できるようになっていて、一人一人に応じた教育内容・方法を工夫し、きめ細かな指導・支援を行います。	視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱者(身体虚弱者を含む)

● 特別支援学級または通級指導教室を設置している久万高原町内の小学校

学校名	住所	電話番号	特別支援学級 設置状況※1	通級指導教室 設置状況※2
明神小学校	上浮穴郡久万高原町 東明神甲698-1	0892-21-1058	○	—
久万小学校	上浮穴郡久万高原町 大字上野尻甲846	0892-21-1122	○	○
畑野川小学校	上浮穴郡久万高原町 上畑野川甲521	0892-41-0203	○	—
直瀬小学校	上浮穴郡久万高原町 直瀬甲3974-3	0892-31-0040	○	—
父二峰小学校	上浮穴郡久万高原町 露峰甲364	0892-21-1633	—	—
面河小学校	上浮穴郡久万高原町 洪草2314	0892-58-2043	—	—
仕七川小学校	上浮穴郡久万高原町 東川207-1	0892-57-0381	—	—
美川小学校	上浮穴郡久万高原町 大川4333	0892-56-0693	○	—
柳谷小学校	上浮穴郡久万高原町 柳井川3542	0892-54-2115	○	—

※1 特別支援学級には、知的障がい、自閉症・情緒障がい、難聴、弱視、肢体不自由、病弱・身体虚弱（院内学級）があります。

※2 通級指導教室には、言語障がい、学習障がい等があります。

● 特別支援学級または通級指導教室を設置している久万高原町内の中学校

学校名	住所	電話番号	特別支援学級 設置状況※1	通級指導教室 設置状況※2
久万中学校	上浮穴郡久万高原町 久万600番地	0892-21-0013	○	—
美川中学校	上浮穴郡久万高原町 上黒岩2890	0892-56-0134	○	—

※1 特別支援学級には、知的障がい、自閉症・情緒障がい、難聴、弱視、肢体不自由、病弱・身体虚弱（院内学級）があります。

※2 通級指導教室には、言語障がい、学習障がい等があります。

● 愛媛県内の特別支援学校

学校名	住所	電話番号	障がい種別
松山盲学校	松山市久万ノ台112	089-922-3655	視覚障がい
松山聾学校	松山市馬木町2325	089-979-2211	聴覚障がい
宇和特別支援学校 [聴覚障がい部門]	西予市宇和町卯之町3-85	0894-62-0061	
しげのぶ特別支援学校	東温市田窪2135	089-964-2258	肢体不自由・ 病弱
新居浜特別支援学校川西分校	新居浜市宮西町4-46	0897-31-1121	肢体不自由
宇和特別支援学校 [肢体不自由部門]	西予市宇和町卯之町3-85	0894-62-0061	
みなら特別支援学校	東温市見奈良1545	089-964-2395	知的障がい
みなら特別支援学校 松山城北分校	松山市馬木町2325	089-979-5650	
今治特別支援学校	今治市桜井乙32-313	0898-47-0355	
宇和特別支援学校 [知的障がい部門]	西予市宇和町永長1287-1	0894-62-5135	
新居浜特別支援学校	新居浜市本郷3-1-5	0897-31-6656	
新居浜特別支援学校 みしま分校	四国中央市三島中央 3丁目2-23	0896-24-5625	
愛媛大学教育学部 附属特別支援学校	松山市持田町1丁目 5-22	089-913-7891	

